

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業ふるさと納税 第2弾！ 個人版ふるさと納税の「寄附の使い道」の選択肢に 『多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業』を追加します！

個人版ふるさと納税における寄附金の使い道の選択肢に『多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業』を追加し、本日8月25日（月）正午より選択できるようになります。

ポイント

- ・寄附金の使用用途で『多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業』を選択できるようになります。
- ・豊橋市民の方はふるさと納税の制度上、返礼品の受け取りは出来ませんが、ふるさと納税による寄附額に応じた所得税や住民税の控除を受けることができます。

【寄附の申込みについて（市外・市内共通）】

- ① 豊橋市のふるさと納税を取り扱っている以下のECサイトからの申込み
※市内在住の方は各サイトの「返礼品なし」よりお申し込みください。
 - ・ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、auPAY ふるさと納税、ANA のふるさと納税、セゾンのふるさと納税、ふるラボ、ふるなび、Amazon ふるさと納税、KABU&ふるさと納税、マイナビふるさと納税
- ② 寄附申出書による申込み
 - ・本市ふるさと納税ホームページから寄附申出書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ財政課に提出してください。（郵送なども可）
 - ・本市ふるさと納税ホームページ URL <https://www.city.toyohashi.lg.jp/item/40225.htm>
 - ・住所：郵便番号 440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所財政課（本庁舎東館5階）

●市長コメント

住民投票の結果を踏まえて「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」を進めてまいります。豊橋市を応援していただける全国の皆様、個人版ふるさと納税への御協力をよろしくお願いいたします。

●多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業について

ホームページ	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業について https://www.city.toyohashi.lg.jp/60864.htm
--------	--



問合せ先

- ・ふるさと納税制度（個人版）について
【寄附受領】財務部 財政課 課長補佐 大竹（電話 0532-51-2118）
【返礼品等】産業部 観光プロモーション課 課長補佐 瀧崎（電話 0532-51-2443）
- ・多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業について
文化・スポーツ部 スポーツ施設再編室 主幹 北村（電話 0532-51-2458）

【別紙有り】